申し入れ書

1　浜岡原子力発電所１号機・２号機の解体撤去工事に係る使用済燃料再処理・廃炉推進機構への実施報告・費用請求における不適切事案について、令和８年９月25日までに国と御前崎市議会へ報告するとともに、その原因を徹底的に究明し、再発防止策を講じるなど、地域住民の信頼を回復するための具体的な取組について、令和８年９月25日の御前崎市原子力対策特別委員会にて説明するよう強く求める。

2　浜岡原子力発電所は地域活動に積極的に参加し、地域住民との信頼関係の構築に努めるとともに、その取組状況及びその結果について、議会全員協議会にて適時報告するよう強く求める。

3　浜岡原子力発電所１号機・２号機の廃止措置については、今回の使用済燃料再処理・廃炉推進機構への実施報告・費用請求における不適切事案を理由として、自ら解体工事を中断することのないよう、安全の確保を最優先としつつ、解体工事の進捗に遅延が生じないよう着実に推進することを強く求める。

4　浜岡原子力発電所１号機・２号機の解体撤去工事に係る使用済燃料再処理・廃炉推進機構への実施報告・費用請求における不適切事案については、令和８年９月25日の御前崎市原子力対策特別委員会で報告し、その経緯、原因、影響及び是正措置の内容を、より多くの市民に説明する手段を講じるとともに、その結果を令和８年12月に開催する御前崎市原子力対策特別委員会にて報告するよう強く求める。

5　今回のように不正・不適切事案が再三にわたり発生していることを重く受け止め、浜岡原子力発電所における過去の業務全般について、同様の不正・不適切な事案が存在しないか、改めて徹底した点検及び調査を行い、再発防止に努めるよう強く求める。

令和８年９月10日
御前崎市議会　議長　植田　浩之

中部電力株式会社
代表取締役社長
社長執行役員　林 欣吾 様

抗　議

浜岡原子力発電所１号機・２号機の解体撤去工事に係る使用済燃料再処理・廃炉推進機構への実施報告・費用請求における不適切事案、本年１月に判明した、浜岡原子力発電所の新規制基準適合性審査における基準地震動策定に係る不正行為、昨年発生した浜岡原子力発電所における安全性向上対策工事の不適切な調達手続き、さらには、本年８月に発生した浜岡原子力発電所一時立入者の放射線管理区域への出入管理不備など、貴社においては重大な不正・不適切事案が立て続けに発生している。

これら一連の事案は、原子力を取り扱う事業者として極めて重大な事案であり、言語道断というべき事態である。地域住民の信頼を大きく損なうものであり、断じて看過することはできない。原子力発電所の安全確保においては、設備面での安全対策のみならず、事業者としてのコンプライアンスの徹底と、地域住民との信頼関係の構築が不可欠である。

今から約60年前、貴社がこの地に原子力発電所の建設を申し入れた当時、地域との信頼関係を築きながら原子力発電所を運営していくという強い決意があったものと認識している。今回の一連の事案を重く受け止め、当時の想いを改めて自覚し、初心に立ち返って、失われた市民からの信頼を回復するために全力で取り組むことを強く求める。

また、貴社が今回の一連の事案を真摯に受け止め、組織として生まれ変わり、再び地域から信頼される事業者となることを、多くの市民は強く期待している。

こうした状況を鑑み、御前崎市議会は総意をもって強く抗議するとともに、以下の事項について誠実かつ速やかに対応するよう強く申し入れる。

【令和８年９月15日】

中部電力㈱林欣吾社長が原子力対策特別委員会に出席し、調査委員会の調査報告を踏まえ、今回の不適切事案についての謝罪と、中部電力㈱としての今後の方針についての説明を受けました。林社長は、原子力事業者としての資質を問われていることを痛感しており、信頼回復には時間を要するとしても、一つ一つ着実に取り組んでいく考えを示しました。また、地域との対話を重ねることが重要であるとの原点に立ち返り、これまで以上に地域住民との対話の機会を増やしていくと説明しました。併せて、浜岡地域事務所を発電所区域外へ移転するなど、地域との接点を増やしていく方針を示しました。

【令和８年９月18日】

次のとおり説明を受けました。

１　静岡県・御前崎市による浜岡原子力発電所の安全対策等の現場点検について　　ＧＸ推進課

静岡県と御前崎市は浜岡原子力発電所の安全対策等の現場点検を実施しました。今回の点検項目は、全7項目中次の5項目です。